

第1章 調査範囲および調査方法

プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく分別収集および再商品化が行われ定着してきてはいるが、いまだ分別収集されずに一般廃棄物として処理されているものや事業所から産業廃棄物として処理されているものなども一定程度存在する。

また、プラスチック製容器包装の再商品化については、産業廃棄物と混合し製造される再商品化製品あるいは再商品化製品利用製品が存在し、また、その一部については国外にて利用されている可能性もある。

そこで、本調査の範囲は、プラスチック製容器包装について、分別収集されたもの、店頭回収されたもの、分別収集されずに廃棄物処理されたもの、指定法人ルートおよび独自処理ルート、指定法人ルートについては再商品化事業者における処処理状況、再商品化製品利用事業者における利用状況、さらに成形品・コンパウンド等の国内利用の状況・国外利用状況、国外利用に関しては輸出先における利用状況および輸出に係る規制等と幅広く調査を行った。

調査に当たっては、以下の全体フローにおける個々のフローについて、文献調査およびヒアリング調査により概略を把握し、代表的事例についてはヒアリングにより詳細を把握した。

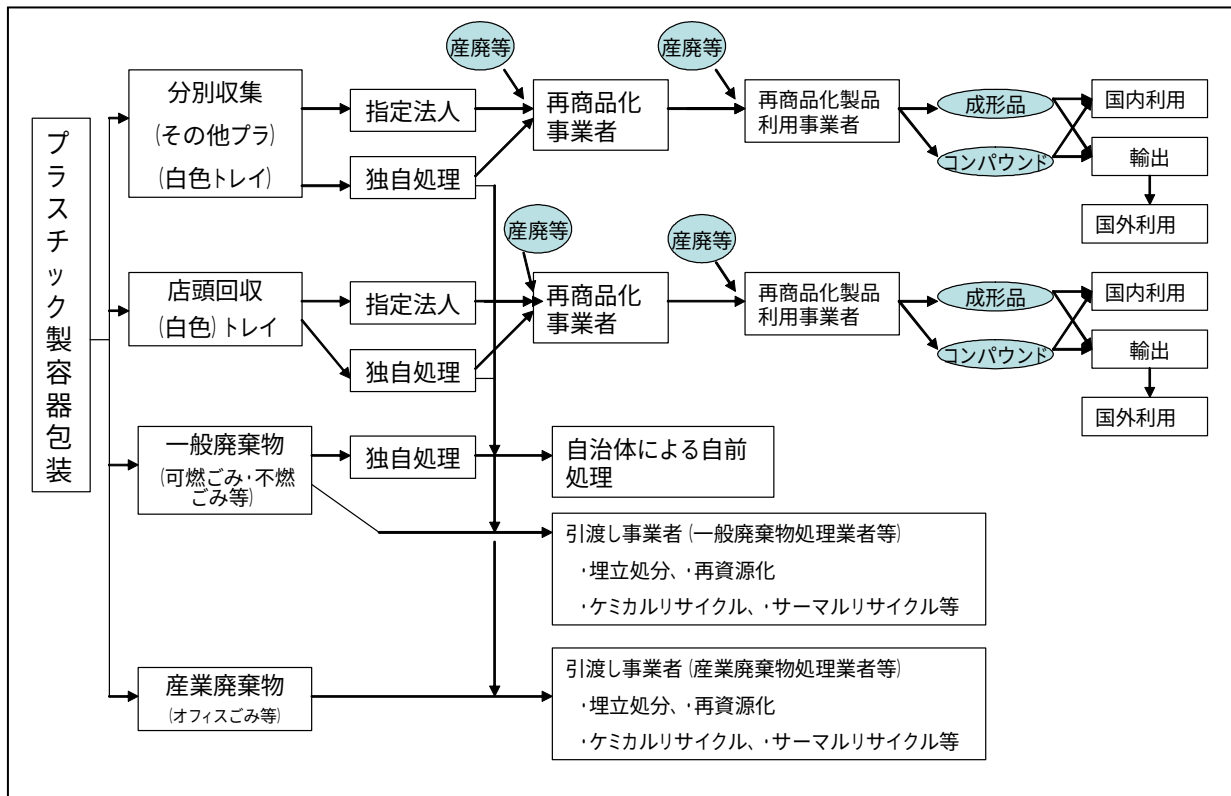
<調査対象>

本調査の対象は以下の通りである。

- ・プラスチック製容器包装について、①市町村により分別収集されるもの、②店頭回収されるもの、③分別収集されずに一般廃棄物として処理されるもの、④事業所等から産業廃棄物として処理されるもの、の全てを対象とした。
- ・指定法人ルート、独自処理ルートの双方を対象とした。
- ・再商品化事業者、再商品化利用事業者においては、産業廃棄物等との混合処理等の状況についても調査対象とした。
- ・成形品、コンパウンドについては、中国等に輸出され利用されるものも対象とした。
- ・輸出に関しては、輸出にあたっての規制等や輸出先における利用状況についても対象とした。

<調査対象フロー>

調査対象のフローは、以下のとおりである。



<参考文献>

本調査において参考とした文献は、以下のとおりである。

- ・ 「プラ再資源化フロー図（2007年）」（（社）プラスチック処理促進協会）
- ・ 「平成19年日本の包装産業出荷統計」
（（社）日本包装技術協会）※包装技術（2008年6月号にて公開）
- ・ 日本ポリオレフィンフィルム工業組合資料
- ・ PETボトルリサイクル推進協議会資料
- ・ ポリスチレンペーパー成型加工工業組合資料
- ・ 再商品化義務量の算定に係る量、比率等について（経済産業省）
- ・ 「プラスチック製容器包装に係る自主行動計画の2007年フォローアップ報告」
（プラスチック容器包装リサイクル推進協議会）
- ・ 「容器包装廃棄物再商品化製品の品質向上のための調査」（平成19年度）
（経済産業省）
- ・ 「容器包装リサイクル・データ集」（財団法人日本容器包装リサイクル協会）
- ・ 「平成21年度プラスチック製容器包装再生処理ガイドライン」
（財団法人日本容器包装リサイクル協会）
- ・ 平成21年度プラスチック製容器包装再生処理登録申込み書類
（財団法人日本容器包装リサイクル協会）
- ・ 「分別収集計画」（環境省）
- ・ 「容器包装廃棄物の分別収集実績」（環境省）
- ・ 「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）
- ・ 「ごみ排出原単位等実態調査報告書」（平成20年3月）
（東京二十三区清掃一部事務組合）
- ・ 「平成19年度全国市町村における事業系一般廃棄物に含まれる使用済みプラスチック
実態調査報告書」（平成20年3月）（（社）プラスチック処理促進協会）

<ヒアリング先>

本調査におけるヒアリング調査は、以下の対象について25件実施した。

- ・ プラスチック関係業界団体
- ・ 財団法人日本容器包装リサイクル協会
- ・ 自治体（東京都、港区、千葉県柏市）
- ・ 民間企業（再生処理事業者、再商品化製品利用事業者、一般廃棄物処理事業者、
選別保管運営事業者）
- ・ 輸出船積前検査機関

など